

## 令和8年度 南三陸町農作業 標準賃金協定表

農作業標準賃金とは、農業者が農作業を委託する際に支払う費用の目安となる金額です。

あくまでも標準的な賃金ですので、実際に受委託を行う際は、農地の条件、作業効率および燃料高騰分の調整などを十分考慮の上、お互いの合意の下に取り決めてください。


**1 農作業賃金 8,500円** ※実労働時間は、賄いなしの1日8時間を基準とします。

**2 賃耕・田植・刈取料金 (10a当たり)**

種 別	料金 (税抜)	料金 (税込)	種 別	料金 (税抜)	料金 (税込)
水田耕耘料	7,150円	7,865円	畑地耕耘料	6,600円	7,260円
水田代かき	7,650円	8,415円	コンバイン刈取	18,900円	20,790円
同耕耘代かき料	13,300円	14,630円	水田・畑地プラウ	7,650円	8,415円
バインダーによる稲刈料	7,700円	8,470円	マニアスプレッター (堆肥なし)	4,900円	5,390円
機械田植 (20~25箱を基準とする)	7,250円	7,975円	箱育苗代(無処理苗)1箱	830円	913円

(注)バインダー・コンバインによる稲刈は結束紐代を含まない。

**3 脱穀調整その他料金**

種 別	料金 (税抜)	料金 (税込)	種 別	料金 (税抜)	料金 (税込)
稲脱穀料(ハーベスター) 10a当たり	8,400円	9,240円	堆肥 1t当たり (堆肥含渡し)	3,300円	3,630円
堆肥・ワラ交換の 場合の割合	堆肥 2t	ワラ 10a	防 除 (薬剤別) (10a当たり)	1,200円	1,320円
べ ー ら ー (10a当たり)	4,600円	5,060円	精 米 料 (30kg当たり)	420円	462円
籾 す り 料 (仕上り30kg当たり)	440円	484円	色 彩 選 別 (1袋30kg) (1回処理)	450円	495円
籾乾燥料 *1石=105kg	生乾燥 (25%以上)	30kg	600円	660円	
		1石	2,100円	2,310円	
	生乾燥 (25%未満)	30kg	500円	550円	
		1石	1,700円	1,870円	
	生乾燥 (18%未満)	30kg	350円	385円	
		1石	1,250円	1,375円	

☎ 南三陸町農業委員会 ☎46-1378

**FLOR GELATO ITALIANO** EST. 2011

**さんさんデー** 地元感謝DAYのご案内

毎月「3のつく日」は地元の皆さまへ感謝の気持ちを込めて、「さんさんデー(地元感謝DAY)」を開催!  
シェラートがより一層美味しく感じる季節、ご家族やご友人とゆったりとしたひとときをお過ごしください。

■対象: 南三陸町・登米市・気仙沼市など、近隣地域にお住まいの方(地元在住の確認として、証明書のご提示のお願い、または口頭でお伺いする場合がございます)

■詳細: シェラート1種盛り(通常550円)→**330円(税込)**  
※店内イートイン限定 ※お一人様1カップまで  
※スペシャル・プレミアムフレーバーは対象外です

■営業時間 平日 11:00~17:00  
土日祝 10:00~17:00  
■定休日 3月4日(木)まで 毎週水曜日

**南三陸さんさん商店街内**  
HP <https://florjapan.com/miyagi/>

さまざまな路面に出会っても、**CX-80** 思いのままの楽しい走り。

有限会社志津川マツダ/マツダオートザム志津川  
TEL46-2415-2550

## 事業者および労働者の皆さまへ補助制度のご案内

### ~町の補助金を活用して事業活動を促進しよう~

#### 事業者向け制度

#### 1 労働力確保対策事業補助金

対 象 経 費	補助限度額
労働力確保対策事業に係る経費の2分の1	30万円

#### 【対象者】

- ・町内に事務所、店舗または工場を有する中小企業者、小規模事業者
- ・町内に福祉施設などを有する医療法人、社会福祉法人

#### 【補助対象経費】

- ・求人情報掲載料
- ・求人パンフレット印刷製本費
- ・求人看板作成・設置費用など

※事業開始前の申請が必要となります。



#### 【対象者】

新規学卒者、Uターン者、Iターン者  
※転出若しくは転入が同一の事業所、若しくは施設などにおける転勤に起因する場合または事業主若しくは取締役と2親等以内の親族関係にある人を除きます。

※いずれも住所が町内にあることが条件です。

※地域おこし協力隊の人は、町から事業者に対して雇用経費を補助していることから、対象となりません。

#### 【雇用条件】

常用労働者(雇用期間の定めのない労働者または1年以上の雇用が見込まれる人で、1週間の所定労働時間を30時間以上として雇用された人)として6カ月以上雇用されている人

#### 【申請期限】

雇用開始日から起算し6カ月または18カ月を経過する日の属する年度の末日まで

例: 令和8年4月1日に雇用された人→申請期間は令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

※上記申請期限を過ぎた場合は、受付できません。

申請期限内に申請をお願いします。

※まとめでの申請はできません。支給要件を満たす各月での申請をお願いします。

#### 労働者向け制度

#### 2 就労奨励金

奨励金の種類	支給額
就労奨励金 (6カ月以上雇用された人)	20万円
継続奨励金 (雇用開始から18カ月以上雇用された人)	10万円

お問い合わせ・申請窓口 商工観光課 商工業立地推進係 ☎46-1385

## 「南三陸町東日本大震災記録誌」 の販売について

東日本大震災の発災から本町のこれまでの歩みをまとめた「南三陸町東日本大震災記録誌」を販売しています。ご希望の人は、企画課までお問い合わせください。

☎ 企画課 企画情報係 ☎46-1371



1冊 5,000円(税込み) 全400頁